

平成29年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施いたしましたので、その結果を以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

医療法施行規則第9条23に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、管理者等から説明聴取及び資料閲覧により監査を実施しました。

実施日時：平成29年9月6日（水）10時00分～12時00分

実施場所：鳥取大学医学部附属病院

出席者：原田病院長、井上副病院長（医療安全管理責任者）

齋藤医療安全管理部副部長、椎木薬剤師 GRM、大東看護師 GRM、
佐藤事務部長、西村医療サービス課長、医療サービス課職員3名

2. 監査の結果

(1) 医療安全管理に係る組織・体制について

特定機能病院承認要件見直し、医療事故調査制度開始を踏まえた医療安全管理体制は、適切な体制で運用されているものと認めます。特に、医療安全管理部内のカンファレンスが週3回実施されていることは評価できます。

医療安全管理部のもとに設置される「医療安全管理委員会」に相当する委員会が本院では「医療事故防止等対策委員会」となっているため、同委員会の名称の後にかっこ付きでも「医療安全管理委員会」の名称を加えることが望ましいと考えます。

医療機器に関する事項を検討する組織、倫理審査委員会との関係性については、示されたフロー図等で確認できませんでしたので、口頭による確認を行いました。

(2) インシデントの報告体制、検証、改善方法等について

インシデント発生時の報告体制、検証する委員会等の確認を行いました。医師のインシデント報告数が全体の約10%を占めることは評価できます。

(3) 医療事故調査制度開始に伴う体制、実施状況等について

医療事故（疑いの場合も含む）が発生した場合の院内の調査方法について確認を行いました。

院内調査の場合、早急に結論付け報告する傾向がありますが、当該科の医師、看護師等からの聞き取りなどの調査を疎かにし、拙速に結論を出そうとすると後々、混乱を来す原因となりますので、時間をかけて慎重に調査を行うことを期待します。

医療事故と疑われる事案が発生した際の現場保全（挿管されたチューブの抜去等）について確認を行いました。どの病院にも言えることで、難しい部分もありますが現場保全の重要性を共有していただきたいと思います。

なお緊急対応会議招集の決定は病院長とされていますが、病院長不在時の次の責任者が決定されていないため、その取り扱いについては今後検討の必要があります。

(4) 特定機能病院承認要件の見直しに係る事項の整備状況等

特定機能病院承認要件の見直しにかかる各項目の状況を書面、口頭により説明を受けました。法令等に基づく適切な整備がなされていると考えます。

3. 総括

鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等から報告を求め、その状況を確認しましたが、概ね特定機能病院にふさわしい安全管理がなされていると判断いたしました。

第1回目の監査ということもあり、大枠の内容の確認に時間を要しましたが、今後の委員会では、テーマを絞った監査の実施も委員会として検討したいと考えております。

理念に掲げておられるように「健康の喜びの共有」の実現のため、特定機能病院として、より一層、医療安全管理体制の充実に努めていただきたいと思います。

平成29年10月23日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 中岡 明久

委員 中村 寿夫

委員 前田 純子